

令和6年2月28日

第1回羽島市議会定例会議案

目 次

報第 1 号	専決処分の報告について（専第 1 3 号 損害賠償の額を定めることについて）……………	4
報第 2 号	専決処分の報告について（専第 1 号 損害賠償の額を定めることについて）……………	5
承第 1 号	専決処分の報告並びにその承認について（専第 2 号 令和 5 年度羽島市一般会計補正予算（第 9 号））……………	6
諮第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	1 6
議第 1 号	令和 6 年度羽島市一般会計予算……………	別冊
議第 2 号	令和 6 年度羽島市国民健康保険特別会計予算……………	別冊
議第 3 号	令和 6 年度羽島市介護保険特別会計予算……………	別冊
議第 4 号	令和 6 年度羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計予算……………	別冊
議第 5 号	令和 6 年度羽島市後期高齢者医療特別会計予算……………	別冊
議第 6 号	令和 6 年度羽島市病院事業会計予算……………	別冊
議第 7 号	令和 6 年度羽島市水道事業会計予算……………	別冊
議第 8 号	令和 6 年度羽島市下水道事業会計予算……………	別冊
議第 9 号	羽島市監査委員条例の一部を改正する条例について……………	1 7
議第 1 0 号	羽島市不当要求行為等対策条例の一部を改正する条例について……………	1 9
議第 1 1 号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う羽島市職員の給与に関する条例等の特例に関する条例を廃止する条例について……………	2 5
議第 1 2 号	羽島市職員の給与に関する条例及び羽島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について……………	2 7
議第 1 3 号	羽島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について……………	3 1
議第 1 4 号	羽島市基金条例の一部を改正する条例について……………	3 6
議第 1 5 号	羽島市特別会計条例の一部を改正する条例について……………	3 8
議第 1 6 号	羽島市手数料条例の一部を改正する条例について……………	4 1
議第 1 7 号	羽島市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ	

	いて……………	4 6
議第 1 8 号	羽島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	5 4
議第 1 9 号	羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……………	5 7
議第 2 0 号	羽島市介護保険条例の一部を改正する条例について……………	6 4
議第 2 1 号	羽島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について……………	7 0
議第 2 2 号	羽島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	8 1
議第 2 3 号	羽島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	9 1
議第 2 4 号	羽島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	1 3 6
議第 2 5 号	命と暮らしを守る羽島市民の防災減災条例について……………	1 5 2
議第 2 6 号	羽島都市計画事業駅北本郷土地地区画整理事業施行条例を廃止する条例について……………	1 5 9
議第 2 7 号	羽島市都市公園条例の一部を改正する条例について……………	1 6 0
議第 2 8 号	羽島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について……………	1 6 6
議第 2 9 号	羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について……………	1 6 9
議第 3 0 号	羽島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について……………	1 7 2
議第 3 1 号	令和 5 年度羽島市一般会計補正予算（第 1 0 号）……………	1 7 4
議第 3 2 号	令和 5 年度羽島市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	1 8 5
議第 3 3 号	工事請負契約の締結について……………	1 9 1
議第 3 4 号	市道路線の変更について……………	1 9 2
議第 3 5 号	市道路線の認定について……………	1 9 8

報第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年2月28日提出

羽島市長 松 井 聡

専第13号

損害賠償の額を定めることについて

令和5年10月29日（日）正午頃、羽島市桑原町西小薮1丁目159番地先の道路上の穴により、北進していた自動車の右側の前ホイールに損傷を与えた。

これに対する損害賠償の額を次のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年12月28日専決

羽島市長 松 井 聡

- 1 損害賠償の額 金15,620円
- 2 損害賠償の相手方 愛知県名古屋市在住の個人

報第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年2月28日提出

羽島市長 松井 聡

専第1号

損害賠償の額を定めることについて

令和5年10月16日（月）午後3時50分頃、羽島市内の店舗駐車場内において、後退していた公用車の後部と、看板保護用バリカーが接触し、看板保護用バリカーに損傷を与えた。

これに対する損害賠償の額を次のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年1月16日専決

羽島市長 松井 聡

- 1 損害賠償の額 金9,900円
- 2 損害賠償の相手方 東京都品川区所在の法人

承第1号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和6年2月28日提出

羽島市長 松井 聡

専第2号

令和5年度羽島市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度羽島市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,353,155千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

上記のとおり地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年1月31日専決

羽島市長 松井 聡

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		1,657,108	380,000	2,037,108
	2 基金繰入金	1,651,107	380,000	2,031,107
歳入合計		25,973,155	380,000	26,353,155

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		10,269,661	380,000	10,649,661
	1 社 会 福 祉 費	5,917,864	380,000	6,297,864
歳 出	合 計	25,973,155	380,000	26,353,155

第2表

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	住民税均等割のみ課税世帯等に対する臨時特別給付金	380,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	1,651,107	380,000	2,031,107	1 財政調整基金繰入金	380,000	財政調整基金繰入金 380,000(既決 1,518,082)
計	1,651,107	380,000	2,031,107			

2 歳出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	2,023,417	380,000	2,403,417				380,000	1 報酬 会計年度任用職員報酬 (月給) 260 3 職員手当等 時間外勤務手当 500 4 共済費 社会保険料 44 8 旅費 費用弁償 14 10 需用費 消耗品費 300 印刷製本費 1,441 11 役務費 通信運搬費 920 手数料 957 12 委託料 5,500 13 使用料及び 賃借料 64 18 負担金・補助及び交付金 370,000 交付金 370,000	住民税均等割のみ課税世帯等に対する臨時特別 給付金 380,000(既決 0)	
計	5,917,864	380,000	6,297,864				380,000			

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	909	540,717	1,406,366	924,857	2,871,940	711,069	3,583,009	
補 正 前	909	540,457	1,406,366	924,357	2,871,180	711,025	3,582,205	
比 較	0	260	0	500	760	44	804	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	調 整 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	43,540	—	18,672	20,868	17,143	144,976	1,083	66,032	339,818	272,725
	補 正 前	43,540	—	18,672	20,868	17,143	144,476	1,083	66,032	339,818	272,725
	比 較	0	—	0	0	0	500	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千 円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職 員 手 当	500	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	500		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	388	—	1,406,366	886,264	2,292,630	649,749	2,942,379	
補 正 前	388	—	1,406,366	885,764	2,292,130	649,749	2,941,879	
比 較	0	—	0	500	500	0	500	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	調整手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	43,540	—	18,672	20,868	17,143	144,876	1,083	66,032	301,325	272,725
	補 正 前	43,540	—	18,672	20,868	17,143	144,376	1,083	66,032	301,325	272,725
	比 較	0	—	0	0	0	500	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	521	540,717	—	38,593	579,310	61,320	640,630	
補 正 前	521	540,457	—	38,593	579,050	61,276	640,326	
比 較	0	260	—	0	260	44	304	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補 正 後	100	38,493
	補 正 前	100	38,493
	比 較	0	0

諮第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年2月28日提出

羽島市長 松井 聡

氏名	生年月日	住所
東松佳代	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

【提案理由】

現委員である東松佳代氏の任期が、令和6年6月30日に満了することに伴い、再び同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

議第9号

羽島市監査委員条例の一部を改正する条例について

羽島市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月28日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の公布に伴い、羽島市監査委員条例の一部を改正するものである。

羽島市監査委員条例の一部を改正する条例

羽島市監査委員条例（昭和39年羽島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第2条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の8第3項</u>又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）第27条の2第1項若しくは第34条の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>(例月現金出納検査)</p> <p>第5条 法第235条の2第1項の規定による現金出納検査の例日は、毎月25日_____とする。</p> <p>ただし、<u>その日が羽島市の休日を定める条例（平成2年羽島市条例第1号）第1条第1項に規定する市の休日</u>に当たるとき<u>その他やむを得ない理由</u>があるときは、これを変更することができる。</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第2条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の2第3項</u>又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）第27条の2第1項若しくは第34条の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>(例月現金出納検査)</p> <p>第5条 法第235条の2第1項の規定による現金出納検査の例日は、毎月25日<u>（この日が日曜日、土曜日又は休日</u>に当たるときは<u>その翌日</u>）とする。</p> <p>ただし、_____</p> <p>_____やむを得ない理由があるときは、これを変更することができる。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第10号

羽島市不当要求行為等対策条例の一部を改正する条例について

羽島市不当要求行為等対策条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月28日提出

羽島市長 松井 聡

【提案理由】

羽島市不当要求行為等審査会を設置し、不当要求行為等における事務処理を見直すため、羽島市不当要求行為等対策条例の一部を改正するものである。

羽島市不当要求行為等対策条例の一部を改正する条例

羽島市不当要求行為等対策条例（平成25年羽島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市の事務事業に係る<u>不当要求行為等</u></p> <hr/> <p>_____に対し、組織として毅然と対処するとともに、それらを未然に防止するための組織的な体制を整備し、もって公務の円滑かつ適正な執行を確保し、市民に信頼される公正公平な行政の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員（市長を除く。）は、不当要求行為等があったときは、直ちに<u>第5条に規定する対策責任者その他必要と認める職員</u>に報告しなければならない。</p> <p>(対策責任者の責務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 対策責任者は、第3条第3項の規定による報告を受けたときは、公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講ずるとともに、<u>所属する部の部長その他部長に相当する職にある者</u>（以</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市の事務事業に係る<u>不当な要求行為又は職員に対する暴力的行為</u>(以下「<u>不当要求行為等</u>」という。)に対し、組織として毅然と対処するとともに、それらを未然に防止するための組織的な体制を整備し、もって公務の円滑かつ適正な執行を確保し、市民に信頼される公正公平な行政の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員（市長を除く。）は、不当要求行為等があったときは、直ちに<u>上司及び第5条に規定する対策責任者</u></p> <hr/> <p>_____に報告しなければならない。</p> <p>(対策責任者)</p> <p>第5条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 対策責任者は、第3条第3項の規定による報告を受けたときは、公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講ずるとともに、<u>上司及び次条に規定する対策委員会</u></p>

下「所管部長」という。)及び市長室危機管理課長に報告しなければならない。

(所管部長の責務)

第6条 所管部長は、対策責任者を指揮監督し、及び発生した不当要求行為等事案について、市が組織的に対処すべき事案であるかを判断するものとする。

2 所管部長は、前条第4項の報告に対する措置が当該所管部限りでできるものであるときは、その措置について対策責任者に指示するものとする。

3 所管部長は、前条第4項の報告に対する措置が当該所管部限りでできないものであるときは、市長室危機管理課長と協議の上、次条に規定する対策委員会に報告するものとする。

(羽島市不当要求行為等対策委員会)

第7条 略

2 略

3 対策委員会は、前条第3項の規定による報告その他の不当要求行為等に関する報告を受けたときは、当該不当要求行為等への対応方針及び事後措置を協議検討し、その結果を同項の規定による報告を行った所管部長及び市長に報告するものとする。

4 略

_____に報告しなければならない。

い。

(対策委員会)

第6条 略

2 略

3 対策委員会は、前条第4項の規定による報告その他の不当要求行為等に関する報告を受けたときは、当該不当要求行為等への対応方針及び事後措置を協議検討し、その結果を前条第4項に規定する報告を受けた対策責任者及び市長に報告するものとする。

4 略

(不当要求行為等の行為者への警告等)

第8条 市長は、対策委員会から前条第3項の報告を受けたときは、当該報告に基づき、警告その他の不当要求行為等を中止させるために必要かつ適切な措置（以下「警告等」という。）を講ずることができる。

2 市長は、必要がある場合は、第10条に規定する羽島市不当要求行為等審査会（次条において「審査会」という。）に諮問し、答申を受けた上で、警告等を行うことができる。

3 市長は、本市の競争入札参加資格を有する事業者に対して警告等を行った場合は、当該事業者に対し、入札参加停止その他の必要な措置を講ずることができる。

(公表)

第9条 市長は、警告等を行った場合において、その後も不当要求行為等を受けたときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 不当要求行為等の行為者（以下「行為者」という。）の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 不当要求行為等の内容

(不当要求行為等の行為者への警告等)

第7条 市長は、対策委員会から不当要求行為等の報告を受けたときは、当該報告に基づき、不当要求行為等の行為者に対して文書で警告を行うものとする。

2 前項の警告を行う場合において、市長は市民への公表その他必要な措置を講ずることができる。

3 市長は、本市の競争入札参加資格を有する事業者に対して第1項の警告を行った場合は、当該事業者に対し、入札参加停止その他の必要な措置を講ずることができる。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の公表をしようとするときは、あらかじめ、行為者に対してその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 市長は、前項の規定による意見を述べる機会を与えた後、なお第1項の公表をしようとするときは、公表の適否について審査会に諮問し、答申を受けた上で、公表の実施を判断するものとする。この場合において、市長は審査会の答申の内容を十分尊重するものとする。

(羽島市不当要求行為等審査会)

第10条 次に掲げる事項に係る調査審議等をするため、羽島市不当要求行為等審査会を置く。

(1) 第8条第2項の規定により諮問される警告等に関する事項

(2) 前条第3項の規定により諮問される公表の適否に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、不当要求行為等への対処に関し、市長が必要と認める事項

2 羽島市不当要求行為等審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員の保護)

第11条 略

(職員の保護)

第8条 略

(委任)

第12条 略

(委任)

第9条 略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議第11号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う羽島市職員の給与に関する条例等の特例に関する条例を廃止する条例について

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う羽島市職員の給与に関する条例等の特例に関する条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月28日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

昭和天皇の崩御に伴う関係条例を廃止するため、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う羽島市職員の給与に関する条例等の特例に関する条例を廃止するものである。

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う羽島市職員の給与に関する条例等の特例に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年羽島市条例第8号）
- (2) 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う羽島市職員の給与に関する条例等の特例に関する条例（平成元年羽島市条例第7号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の規定により行われた職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、同条例の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。
- 3 この条例による廃止前の昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う羽島市職員の給与に関する条例等の特例に関する条例の規定により休日とされた日については、同条例の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

議第12号

羽島市職員の給与に関する条例及び羽島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

羽島市職員の給与に関する条例及び羽島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月28日提出

羽島市長 松井 聡

【提案理由】

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第73号）の公布に伴い、羽島市職員の給与に関する条例及び羽島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものである。

羽島市職員の給与に関する条例及び羽島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(羽島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 羽島市職員の給与に関する条例（昭和29年羽島市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、羽島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年羽島市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、管理職手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、羽島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年羽島市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当_____、管理職手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期</p>

第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当とする。</p> <p><u>(在宅勤務等手当)</u></p> <p><u>第8条の2 住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、別に定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当_____、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第13号

羽島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する
条例について

羽島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条
例を次のように定めるものとする。

令和6年2月28日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の公布に伴い、羽島
市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正するもので
ある。

羽島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する
 条例

(羽島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 羽島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年羽島市
 条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2 略</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p><u>第13条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</u></p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当<u>及び期末手当</u>_____をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬<u>及び期末手当</u>_____をいう。</p> <p>2 略</p>

(パートタイム会計年度任用職員の勤
勉手当)

第23条の2 給与条例第21条の規定
は、任期の定めが6月以上のパートタ
イム会計年度任用職員（1週間当たり
の勤務時間が少ない者として市の規則
で定めるものを除く。以下この条にお
いて同じ。）について準用する。この
場合において、給与条例第21条第2
項第1号中「又は死亡した日現在。次
項において同じ。）」とあるのは「又
は死亡した日現在）」と、給与条例第
21条第3項中「それぞれその基準日
現在において職員が受けるべき給料の
月額（育児短時間勤務職員等にあつて
は、給料の月額を算出率で除して得た
額）」とあるのは「それぞれその基準
日（退職し、又は死亡した職員にあつ
ては、退職し、又は死亡した日）以前
6月以内のパートタイム会計年度任用
職員としての在職期間における報酬
(フルタイム会計年度任用職員との均
衡を考慮して市の規則で定める額を除
く。)の1月当たりの平均額」と読み
替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パ
ートタイム会計年度任用職員の勤勉手
当の支給について準用する。

(羽島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 羽島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年羽島市条例

第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 前項に規定する会計年度任用職員の手当の種類は、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>3 第8条から第13条まで、第14条、<u>第15条及び第16条から第17条の2</u>までの規定は、会計年度任用職員について準用する。</p> <p>4 略</p>	<p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 前項に規定する会計年度任用職員の手当の種類は、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>3 第8条から第13条まで、第14条、<u>及び第16条から第17条の2</u>までの規定は、会計年度任用職員について準用する。<u>この場合において、第17条の2中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 略</p>

(羽島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 羽島市職員の育児休業等に関する条例(平成4年羽島市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員<u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u></p>

のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第9条 育児休業をした職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市の規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第9条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市の規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第14号

羽島市基金条例の一部を改正する条例について

羽島市基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月28日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

羽島市老人福祉センター羽島温泉施設整備事業基金を羽島市公共施設等整備基金に統合するため、羽島市基金条例の一部を改正するものである。

羽島市基金条例の一部を改正する条例

羽島市基金条例（昭和41年羽島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																						
(基金の名称等)	(基金の名称等)																						
第2条 略	第2条 略																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>羽島市公共施設等整備基金</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>羽島市修学助成事業基金</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	略	略	羽島市公共施設等整備基金	略	羽島市修学助成事業基金	略	略	略	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>羽島市公共施設等整備基金</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>羽島市老人福祉センター羽島温泉施設整備事業基金</td> <td>羽島市老人福祉センター羽島温泉施設整備事業費に充当するため</td> </tr> <tr> <td>羽島市修学助成事業基金</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	略	略	羽島市公共施設等整備基金	略	羽島市老人福祉センター羽島温泉施設整備事業基金	羽島市老人福祉センター羽島温泉施設整備事業費に充当するため	羽島市修学助成事業基金	略	略	略
名称	目的																						
略	略																						
羽島市公共施設等整備基金	略																						
羽島市修学助成事業基金	略																						
略	略																						
名称	目的																						
略	略																						
羽島市公共施設等整備基金	略																						
羽島市老人福祉センター羽島温泉施設整備事業基金	羽島市老人福祉センター羽島温泉施設整備事業費に充当するため																						
羽島市修学助成事業基金	略																						
略	略																						

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日までに、この条例による改正前の羽島市基金条例による羽島市老人福祉センター羽島温泉施設整備事業基金に属していた現金、有価証券等については、羽島市公共施設等整備基金に属するものとする。

議第15号

羽島市特別会計条例の一部を改正する条例について

羽島市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月28日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

羽島都市計画事業インター北土地地区画整理事業及び羽島都市計画事業駅北本郷土地地区画整理事業の特別会計を廃止するため、羽島市特別会計条例の一部を改正するものである。

羽島市特別会計条例の一部を改正する条例

羽島市特別会計条例(昭和39年羽島市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、<u>羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業</u>については、その事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、<u>次に掲げる事業</u> _____については、その事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。</p> <p>(1) <u>羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業</u></p> <p>(2) <u>羽島都市計画事業インター北土地 区画整理事業</u></p> <p>(3) <u>羽島都市計画事業駅北本郷土地 区画整理事業</u></p> <p><u>(羽島都市計画事業インター北土地 区画整理事業会計の歳入歳出)</u></p> <p>第3条 <u>羽島都市計画事業インター北土地 区画整理事業会計においては、保留 地の処分金、一般会計繰入金、借入金 及び附属諸収入をもってその歳入と し、業務費用、借入金の償還及び利子、 一時借入金の利子その他の諸支出金を もってその歳出とする。</u></p> <p><u>(羽島都市計画事業駅北本郷土地 区画整理事業会計の歳入歳出)</u></p> <p>第4条 <u>羽島都市計画事業駅北本郷土地 区画整理事業会計においては、保留地</u></p>

<p>(弾力条項の適用)</p> <p><u>第3条 前条</u>に規定する事業会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により、弾力条項を適用することができるものとする。</p>	<p><u>の処分金、一般会計繰入金、借入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、業務費用、借入金の償還及び利子、一時借入金の利子その他の諸支出金をもってその歳出とする。</u></p> <p>(弾力条項の適用)</p> <p><u>第5条 前3条</u>に規定する事業会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により、弾力条項を適用することができるものとする。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の羽島市特別会計条例第1条第2号に規定する羽島都市計画事業インター北土地地区画整理事業特別会計及び同条第3号に規定する羽島都市計画事業駅北本郷土地地区画整理事業特別会計に係る出納整理は、令和6年5月31日までの間、なお従前の例による。

議第16号

羽島市手数料条例の一部を改正する条例について

羽島市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月28日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

多機能端末機を使用した場合の各種証明書発行手数料の減額を継続するため及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）の公布に伴い、羽島市手数料条例の一部を改正するものである。

羽島市手数料条例の一部を改正する条例

羽島市手数料条例（平成12年羽島市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>（手数料の金額の特例）</p> <p>3 別表第1に掲げる手数料を徴収する事項のうち、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、次の各号のいずれかに掲げるものを利用して交付するものに係る手数料の金額は、<u>当分の間</u> _____、同表で定める当該事務に係る手数料の額から100円を減じて得た額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>別表第2（第2条関係・消防関係）</p>			<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>（手数料の金額の特例）</p> <p>3 別表第1に掲げる手数料を徴収する事項のうち、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、次の各号のいずれかに掲げるものを利用して交付するものに係る手数料の金額は、<u>令和5年2月1日から令和6年3月31日までの間</u>、同表で定める当該事務に係る手数料の額から100円を減じて得た額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>別表第2（第2条関係・消防関係）</p>		
標準事務	手数料を徴収する事項	金額	標準事務	手数料を徴収する事項	金額
1～15 略	略	略	1～15 略	略	略
16 高 圧ガス 保安法 第1項の 規定に基 づく 26年	高圧ガス保 安法第5条 第1項の規 定に基づく 高圧ガスの	ア 略 (1)～(9) 略 イ 同号に該当す る者であって移 動式製造設備	16 高 圧ガス 保安法 第1項の 規定に基 づく 26年	高圧ガス保 安法第5条 第1項の規 定に基づく 高圧ガスの	ア 略 (1)～(9) 略 イ 同号に該当す る者であって移 動式製造設備

<p>法律第 204号) 第5条第 1項の 規定に 基づく 高压ガ スの製 造の許 可に関 する事 務</p>	<p>製造の許可 の申請に 対する審 査</p>	<p>(高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この項、17の項及び22の項において同じ。)のみを使用して高压ガスの製造をするもの次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該移动式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、6,000円)</p> <p>(1)~(10) 略</p>	<p>法律第 204号) 第5条第 1項の 規定に 基づく 高压ガ スの製 造の許 可に関 する事 務</p>	<p>製造の許可 の申請に 対する審 査</p>	<p>(高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。_____ 17の項及び22の項において同じ。)のみを使用して高压ガスの製造をするもの次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額_____</p> <p>(1)~(10) 略</p>
---	--------------------------------------	---	---	--------------------------------------	--

		ウ 略 (1)~(5) 略			ウ 略 (1)~(5) 略
17~19 略	略	略	17~19 略	略	略
20 高圧ガス保安法第20条第1項及び第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所の完成検査に関する事務	1 高圧ガス保安法第20条第1項に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	16の項の右欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円）	20 高圧ガス保安法第20条第1項及び第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所の完成検査に関する事務	1 高圧ガス保安法第20条第1項に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	16の項の右欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号） 第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円）

	2～4 略	略		2～4 略	略
2 1～3 8 略	略	略	2 1～3 8 略	略	略
備考 1及び2 略			備考 1及び2 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

議第17号

羽島市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

羽島市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月28日提出

羽島市長 松井 聡

【提案理由】

乳幼児等の医療費助成の対象年齢を引き上げるため、羽島市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正するものである。

羽島市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

羽島市福祉医療費助成に関する条例（昭和51年羽島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>こども</u>、重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成（以下「福祉医療費助成」という。）することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>こども</u>」、 「重度心身障害者」、「母子家庭等の母及び児童」及び「父子家庭の父及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>こども</u> <u>18歳に達する日以後における最初の3月31日以前の者</u>（次号、第3号又は第4号に該当する者を除く。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 母子家庭等の母及び児童 前号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子のうち、<u>18</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>乳幼児等</u>、重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成（以下「福祉医療費助成」という。）することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>乳幼児等</u>」、 「重度心身障害者」、「母子家庭等の母及び児童」及び「父子家庭の父及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>乳幼児等</u> <u>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>（次号、第3号又は第4号に該当する者を除く。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 母子家庭等の母及び児童 前号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子のうち、<u>18</u></p>

歳以下の児童（18歳に達する日以後における最初の3月31日以前の者をいう。以下同じ。）を現に扶養している者及び当該18歳以下の児童並びに同法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち18歳以下の者で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

ア 18歳以下の児童を扶養している母又は養育者（母がない場合又は母が扶養しない場合において、18歳以下の児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下この号において同じ。）の前年の所得（1月から10月までの間に受ける母子医療費については前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第2条の4第2項に定める額（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第1項に規定する児童の養育者にあつては、施行令第2条の4第7項に定める額）未満であり、かつ、18歳以下の児童を扶養している母又は養育者の配偶者及び扶養義務者（当該母と生計を同じくする者又は当該養育者の生計を維持する者に限

歳未満の児童（満18歳に達する日以後における最初の3月31日以前の者をいう。以下同じ。）を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童並びに同法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち18歳未満の者で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

ア 18歳未満の児童を扶養している母又は養育者（母がない場合又は母が扶養しない場合において、18歳未満の児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下この号において同じ。）の前年の所得（1月から10月までの間に受ける母子医療費については前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第2条の4第2項に定める額（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第1項に規定する児童の養育者にあつては、施行令第2条の4第7項に定める額）未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している母又は養育者の配偶者及び扶養義務者（当該母と生計を同じくする者又は当該養育者の生計を維持する者に限

る。)の前年の所得が施行令第2条の4第8項に定める額未満であるとき。

イ 略

(4) 父子家庭の父及び児童 前2号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子のうち、18歳以下の児童を現に扶養している者及び当該18歳以下の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

ア 18歳以下の児童を扶養している父の前年の所得（1月から10月までの間に受ける父子医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が施行令第2条の4第2項に定める額未満であり、かつ、18歳以下の児童を扶養している父の配偶者及び扶養義務者（当該父と生計を同じくする者に限る。）の前年の所得が、施行令第2条の4第8項に定める額未満であるとき。

イ 略

2及び3 略

(受給資格者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に

る。)の前年の所得が施行令第2条の4第8項に定める額未満であるとき。

イ 略

(4) 父子家庭の父及び児童 前2号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子のうち、18歳未満の児童を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

ア 18歳未満の児童を扶養している父の前年の所得（1月から10月までの間に受ける父子医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が施行令第2条の4第2項に定める額未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している父の配偶者及び扶養義務者（当該父と生計を同じくする者に限る。）の前年の所得が、施行令第2条の4第8項に定める額未満であるとき。

イ 略

2及び3 略

(受給資格者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に

住所を有する社会保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者又は高齢者医療確保法の規定による被保険者である者のうち、_____福祉医療費助成対象者とする。ただし、市長が特に認める者については、受給資格者としてことができる。

2 略

(受給者)

第3条の2 この条例により助成する医療費の支給を受けることができる者(以下「受給者」という。)は、第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる法律の規定による被保険者、加入者及び組合員、国民健康保険法の規定による世帯主及び組合員並びに高齢者医療確保法の規定による被保険者とする。ただし、こどもについてはその父母又はその生計を維持している者、重度心身障害者(高齢者医療確保法の規定による者を除く。)についてはその父母又はその生計を維持している者、母子家庭等の母及び児童について

住所を有する社会保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者又は高齢者医療確保法の規定による被保険者である者のうち、第2条第1項に規定する福祉医療費助成対象者とする。ただし、乳幼児等についてはその父母又はその生計を維持している者、重度心身障害者(高齢者医療確保法の規定による者を除く。)についてはその父母又はその生計を維持している者、母子家庭等の母及び児童については母又は養育者、父子家庭の父及び児童については父とすることができる。

2 略

(受給者)

第3条の2 この条例により助成する医療費の支給を受けることができる者(以下「受給者」という。)は、第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる法律の規定による被保険者、加入者及び組合員、国民健康保険法の規定による世帯主及び組合員並びに高齢者医療確保法の規定による被保険者とする。ただし、乳幼児等についてはその父母又はその生計を維持している者、重度心身障害者(高齢者医療確保法の規定による者を除く。)についてはその父母又はその生計を維持している者、母子家庭等の母及び児童について

は母又は養育者、父子家庭の父及び児童については父とすることができる。

(支給額)

第4条 市長は、受給資格者が社会保険各法の規定による保険給付若しくは高齢者医療確保法に規定する後期高齢者医療給付（以下「保険給付等」という。）の対象となる療養の給付等（保険外併用療養費の支給及び訪問看護療養費の支給を含む。以下同じ。）又は他の法令の規定による医療に関する給付を受けた場合に、社会保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定又は他の法令の規定により算定した当該療養に要する費用の額から次に掲げる額の合算額を控除した額を受給者に支給する。ただし、受給者が医療費の支給申請を行うことにより支給を受ける場合にあっては、当該額と社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定による一部負担金の額とを比較して少ない方の額とする。

(1)及び(2) 略

(3) 社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定により受給資格者の負担する入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額

2 略

(助成の方法)

は母又は養育者、父子家庭の父及び児童については父とすることができる。

(支給額)

第4条 市長は、受給資格者が社会保険各法の規定による保険給付若しくは高齢者医療確保法に規定する後期高齢者医療給付（以下「保険給付等」という。）の対象となる療養の給付等（保険外併用療養費の支給及び訪問看護療養費の支給を含む。以下同じ。）又は他の法令の規定による医療に関する給付を受けた場合に、社会保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定又は他の法令の規定により算定した当該療養に要する費用の額から次に掲げる額の合算額を控除した額を受給者に支給する。ただし、第8条第1項に規定する助成対象者が医療費の支給申請を行うことにより支給を受ける場合にあっては、当該額と社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定による一部負担金の額とを比較して少ない方の額とする。

(1)及び(2) 略

(3) 社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定により助成対象者の負担する入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額

2 略

(助成の方法)

<p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定による支払があったときは、当該受給者 に対し医療費の支給があったものとみなす。</p>	<p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定による支払があったときは、当該受給資格者に対し医療費の支給があったものとみなす。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の羽島市福祉医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に行われる療養の給付等に係る助成及び支給について適用し、施行日前に行われた療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第2条第1号に規定するこどものうち、新条例第3条第1項に規定する受給資格者に該当する者に係る福祉医療費受給者証の交付その他のこの条例の施行のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 4 羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年羽島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
実施機関	事務	実施機関	事務
略	略	略	略
2 市長	羽島市福祉医療費助成に関する条例（昭和51年羽島市条例第3号）による <u>こども</u> に対する医療費の支給に関する事務	2 市長	羽島市福祉医療費助成に関する条例（昭和51年羽島市条例第3号）による <u>乳幼児等</u> に対する医療費の支給に関する事務

	であって規則で定めるもの
略	略

別表第2（第4条関係）

実施機関	事務	特定個人情報
略	略	略
2 市長	略	略
		羽島市福祉医療費助成に関する条例による <u>子ども</u> に対する医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
略	略	略
6 市長	羽島市福祉医療費助成に関する条例による <u>子ども</u> に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
		略
略	略	略

	であって規則で定めるもの
略	略

別表第2（第4条関係）

実施機関	事務	特定個人情報
略	略	略
2 市長	略	略
		羽島市福祉医療費助成に関する条例による <u>乳幼児等</u> に対する医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
略	略	略
6 市長	羽島市福祉医療費助成に関する条例による <u>乳幼児等</u> に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
		略
略	略	略

議第18号

羽島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

羽島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月28日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号）の公布に伴い、羽島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものである。

羽島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

羽島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年羽島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(掲示等)</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第53条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る媒体をいう。）</u></p> <hr/> <p>_____をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p>	<p><u>(掲示)</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第53条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

議第19号

羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月28日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

国民健康保険税の税率等の見直しに伴い、羽島市国民健康保険税条例の一部を改正するものである。

羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

羽島市国民健康保険税条例（昭和39年羽島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の7.2</u> を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>27,600円</u> とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第4条の2 略</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者 （国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の6.6</u> を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>25,800円</u> とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第4条の2 略</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者 （国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属</p>

するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第6条の2及び第22条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第6条の2及び第22条において同じ。)以外の世帯 19,800円

(2) 特定世帯 9,900円

(3) 特定継続世帯 14,850円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,0

するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第6条の2及び第22条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第6条の2及び第22条において同じ。)以外の世帯 19,500円

(2) 特定世帯 9,750円

(3) 特定継続世帯 14,625円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.5を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,60

00円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第8条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,900円とする。

(低所得者の保険税の減額)

第22条 略

(1) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 19,320円

イ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,860円

(イ) 特定世帯 6,930円

(ウ) 特定継続世帯 10,395円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除

0円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第8条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,700円とする。

(低所得者の保険税の減額)

第22条 略

(1) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 18,060円

イ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,650円

(イ) 特定世帯 6,825円

(ウ) 特定継続世帯 10,238円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除

く。) 1人について 7,000円

エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,630円

カ 略

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 13,800円

イ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,900円

(イ) 特定世帯 4,950円

(ウ) 特定継続世帯 7,425円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,000円

エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課

く。) 1人について 6,720円

エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,490円

カ 略

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,900円

イ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,750円

(イ) 特定世帯 4,875円

(ウ) 特定継続世帯 7,313円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,800円

エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課

税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,450円

カ 略

(3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,520円

イ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,960円

(イ) 特定世帯 1,980円

(ウ) 特定継続世帯 2,970円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,000円

エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,180円

カ 略

税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,350円

カ 略

(3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,160円

イ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,900円

(イ) 特定世帯 1,950円

(ウ) 特定継続世帯 2,925円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,920円

エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,140円

カ 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の羽島市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第20号

羽島市介護保険条例の一部を改正する条例について

羽島市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月28日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

第9期羽島市介護保険事業計画における介護保険料率の設定等をするため、羽島市介護保険条例の一部を改正するものである。

羽島市介護保険条例の一部を改正する条例

羽島市介護保険条例（平成12年羽島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>令第38条第1項第1号</u>に掲げる者 <u>33,852円</u></p> <p>(2) <u>令第38条第1項第2号</u>に掲げる者 <u>50,964円</u></p> <p>(3) <u>令第38条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>51,336円</u></p> <p>(4) <u>令第38条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>66,960円</u></p> <p>(5) <u>令第38条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>74,400円</u></p> <p>(6) <u>令第38条第1項第6号</u>に掲げる者 <u>89,280円</u></p> <p>(7) <u>令第38条第1項第7号</u>に掲げる者 <u>96,720円</u></p> <p>(8) <u>令第38条第1項第8号</u>に掲げる者 <u>111,600円</u></p> <p>(9) <u>令第38条第1項第9号</u>に掲げる者 <u>126,480円</u></p> <p>(10) <u>令第38条第1項第10号</u>に掲げ</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>令第39条第1項第1号</u>に掲げる者 <u>36,000円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号</u>に掲げる者 <u>46,800円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>72,000円</u></p> <p>(6) <u>令第39条第1項第6号</u>に掲げる者 <u>86,400円</u></p> <p>(7) <u>令第39条第1項第7号</u>に掲げる者 <u>93,600円</u></p> <p>(8) <u>令第39条第1項第8号</u>に掲げる者 <u>108,000円</u></p> <p>(9) <u>令第39条第1項第9号</u>に掲げる者 <u>126,000円</u></p>

る者 141, 360円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げ

る者 156, 240円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げ

る者 171, 120円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げ

る者 178, 560円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者
についての保険料の減額賦課に係る令
和6年度から令和8年度までにおける
保険料率は、同号の規定にかかわらず
21, 204円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲
げる第1号被保険者についての保険料
の減額賦課に係る令和6年度から令和
8年度までにおける保険料率について
準用する。この場合において、第2項
中「21, 204円」とあるのは、「3
6, 084円」と読み替えるものとし
る。

2 前項第1号に該当する者の令和3年
度から令和5年度まで
_____における
保険料率は、同号の規定にかかわらず
21, 600円とする。

3 令和3年度から令和5年度までの令
第39条第1項第6号イの規定により
本市の定める額は、120万円とする。

4 令和3年度から令和5年度までの令
第39条第1項第7号イの規定により
本市の定める額は、200万円とする。

5 令和3年度から令和5年度までの令
第39条第1項第8号イの規定により
本市の定める額は、400万円とする。

6 第2項の規定は、第1項第2号に掲
げる第1号被保険者についての保険料
の減額賦課に係る令和3年度から令和
5年度までにおける保険料率について
準用する。この場合において、第2項
中「21, 600円」とあるのは、「3
6, 000円」と読み替えるものとし
る。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,204円」とあるのは、「50,964円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第7条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該

7 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,600円」とあるのは、「50,400円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第7条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該

年度における保険料の額に1円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てるものとする。

(保険料の減免)

第14条 略

(1)～(4) 略

(5) 第1号保険者が、刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されたこと。

(6) 略

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限（災害その他特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日（災害その他特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

3 略

年度における保険料の額に10円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てるものとする。

(保険料の減免)

第14条 略

(1)～(4) 略

(5) 略

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日

_____までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前月の15日

_____までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

3 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の羽島市介護保険条例第5条の規定は、令和6年度以後の年度分の介護保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の介護保険料については、なお従前の例による。

議第 2 1 号

羽島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例について

羽島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 1 6 号）の公布に伴い、羽島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正するものである。

羽島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部
 を改正する条例

羽島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係
 る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年羽
 島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 <u>地域包括支援センターの設置者</u> <u>である指定介護予防支援事業者は、当</u> <u>該指定に係る事業所</u> _____ _____ ごとに1以 上の員数の指定介護予防支援の提供に 当たる必要な数の保健師その他の指定 介護予防支援に関する知識を有する職 員（以下「担当職員」という。）を置か なければならない。</p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定</u> <u>介護予防支援事業者は、当該指定に係</u> <u>る事業所ごとに1以上の員数の指定介</u> <u>護予防支援の提供に当たる必要な数の</u> <u>介護支援専門員を置かなければならな</u> <u>い。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>当</u> <u>該指定に係る事業所</u>（以下「指定介護 予防支援事業所」という。）ごとに常勤 の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者であ</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 _____ _____指定介護予防支援事業者は、当 該指定に係る事業所（以下「指定介護 予防支援事業所」という。）ごとに1以 上の員数の指定介護予防支援の提供に 当たる必要な数の保健師その他の指定 介護予防支援に関する知識を有する職 員（以下「担当職員」という。）を置か なければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>指</u> <u>定介護予防支援事業所</u> _____ _____ ごとに常勤 の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 前項に規定する</p>

る指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予

管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

2 略

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4～7 略

(利用料等の受領)

第13条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

2 略

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員_____の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4～7 略

(利用料等の受領)

第13条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費_____が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額

が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しな

が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条_____の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 _____指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しな

なければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則_____第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経ること。

(2)及び(3) 略

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2章、この章及び次章（第33条第28号の規定を除く。）の規定を遵守するよう措置させること。

（揭示）

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、第20条に規定する運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項_____を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

なければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経ること。

(2)及び(3) 略

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2章、この章及び次章_____の規定を遵守するよう措置させること。

（揭示）

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、第20条に規定する運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第31条 略

2 略

(1) 略

(2) 略

ア～ウ 略

エ 第33条第15号の規定による
評価の結果の記録

オ 略

(3) 第33条第2号の3の規定による
身体的拘束その他利用者の行動を制
限する行為（第33条第2号の2及
び第2号の3において「身体的拘束
等」という。）の態様及び時間、そ
の際の利用者の心身の状況並びに緊
急やむを得ない理由の記録

(4) 第18条の規定による本市への通
知に係る記録

(5) 第21条第1項の規定による従業
者の勤務の体制等の記録

(6) 第28条第2項の規定による苦情
の内容等の記録

(7) 第29条第2項の規定による事故
の状況及び事故に際してとった処置
についての記録

(8) 略

(記録の整備)

第31条 略

2 略

(1) 略

(2) 略

ア～ウ 略

エ 第33条第15号に規定する
評価の結果の記録

オ 略

(3) 第18条に規定する 本市への通
知に係る記録

(4) 第21条第1項に規定する 従業
者の勤務の体制等の記録

(5) 第28条第2項に規定する 苦情
の内容等の記録

(6) 第29条第2項に規定する 事故
の状況及び事故に際してとった処置
についての記録

(7) 略

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 略

(1)及び(2) 略

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(15) 略

(16) 略

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回

_____、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 略

(1)及び(2) 略

(3)～(15) 略

(16) 略

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

について、少なくとも連続する2
期間に1回、利用者の居宅を訪問
し、面接するときは、利用者の居
宅を訪問しない期間において、テ
レビ電話装置等を活用して、利用
者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用し
て面接を行うことについて、文
書により利用者の同意を得てい
ること。

(イ) サービス担当者会議等にお
いて、次に掲げる事項について
主治の医師、担当者その他の関
係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安
定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置
等を活用して意思疎通を行う
ことができること。

(iii) 担当職員が、テレビ電話
装置等を活用したモニタリン
グでは把握できない情報につ
いて、担当者から提供を受け
ること。

ウ サービスの評価期間が終了する
月及び利用者の状況に著しい変化
があったときは、利用者の居宅を
訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月
(イただし書の規定によりテレビ

イ 利用者の居宅を訪問しない月

電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ 略

(17)～(27) 略

(28) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

2 略

_____においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 略

(17)～(27) 略

2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(重要事項の揭示に係る経過措置)
- 2 施行日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の羽島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第24条第3項（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護

予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

議第 22 号

羽島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

羽島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 16 号）の公布に伴い、羽島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正するものである。

羽島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

羽島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年羽島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「<u>地域包括支援センター</u>」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5及び6 略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に規定する介護支援専門員の員数の基準は、<u>利用者の数</u>（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター_____、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5及び6 略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に規定する介護支援専門員の員数の基準は、<u>利用者の数が3.5</u></p>

_____等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 略

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に規定するところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を次に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）

事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 略

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項に規定するところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を次に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）

により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)及び(2) 略

6 略

7 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 略

8 略

(指定居宅介護支援の取扱方針)

第15条 略

2 略

3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)及び(2) 略

5 略

6 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 略

7 略

(指定居宅介護支援の取扱方針)

第15条 略

2 略

4 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

5 略

6 指定居宅介護支援事業者は、法第15条の23第3項の規定により、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

7 略

8 略

(居宅サービス計画の作成等)

第16条 略

(1)~(7) 略

(8) 略

ア 少なくとも1月に1回_____、利用者
_____、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、

3 略

4 指定居宅介護支援事業者は、法第15条の23第3項の規定により、_____指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

5 略

6 略

(居宅サービス計画の作成等)

第16条 略

(1)~(7) 略

(8) 略

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 略

(9)～(12) 略

2 略

(1)～(4) 略

(5) 指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用

イ 略

(9)～(12) 略

2 略

(1)～(4) 略

(5) 指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用

者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師 _____ に提供するものとする。

(6)～(10) 略

3 略

(揭示等)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項 _____ を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第32条 略

2 略

(1)及び(2) 略

(3) 第15条第4項の規定による身体

者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(6)～(10) 略

3 略

(揭示等)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 _____ を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第32条 略

2 略

(1)及び(2) 略

<p><u>的拘束等の態様及び時間、その際の 利用者の心身の状況並びに緊急やむ を得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>第19条の規定による本市への通 知に係る記録</u></p> <p>(5) <u>第29条第2項の規定による苦情 の内容等の記録</u></p> <p>(6) <u>第30条第2項の規定による事故 の状況及び事故に際して採った処置 についての記録</u></p>	<p>(3) <u>第19条に規定する本市への通 知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>第29条第2項に規定する苦情 の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>第30条第2項に規定する事故 の状況及び事故に際して採った処置 についての記録</u></p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（重要事項の掲示に係る経過措置）
- 2 施行日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の羽島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第25条第3項（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

議第 23 号

羽島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

羽島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 16 号）の公布に伴い、羽島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものである。

羽島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

羽島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年羽島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、<u>第65条第1項</u>、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。）</p> <p>(6)～(10) 略</p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、<u>第65条</u>、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。）</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p><u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）</u></p>

(11) 略

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 略

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 略

(1)～(7) 略

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介

(12) 略

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 略

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 略

(1)～(7) 略

護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) 略

(11) 略

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項 を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自

(8) 略

(9) 略

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 _____ を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項 を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自

由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第42条 略

2 略

- (1) 略
- (2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 略
- (4) 第26条第10項に規定する訪問看護報告書
- (5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (6) 第28条の規定による市への通知に係る記録
- (7) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (8) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第42条 略

2 略

- (1) 略
- (2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 略
- (4) 第26条第11項に規定する訪問看護報告書
- (5) 第28条に規定する市への通知に係る記録
- (6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

2 略

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 略

(1)～(10) 略

(11) 略

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

2 略

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 略

(1)～(10) 略

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 略

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 略

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は_____他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該_____他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 略

(1)～(4) 略

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利

7 略

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 略

(1)～(4) 略

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)～(9) 略

(記録の整備)

第58条 略

2 略

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(5)～(7) 略

(記録の整備)

第58条 略

2 略

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 略

(1)～(4) 略

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 略

(8) 略

(記録の整備)

第59条の19 略

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 略

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

(記録の整備)

第59条の19 略

2 略

- (1) 略
- (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 略
(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1

2 略

- (1) 略
- (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 略
(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1

項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。））」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。））」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において

項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。））」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。））」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。））」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において

準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2及び3 略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 略

(1)及び(2) 略

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを

準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2及び3 略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 略

(1)及び(2) 略

得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) 略

(記録の整備)

第59条の37 略

2 略

(1)及び(2) 略

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ご

(3)～(5) 略

(記録の整備)

第59条の37 略

2 略

(1)及び(2) 略

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ご

とに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第65条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正す

とに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第65条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは_____

る法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、_____他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）

第70条 略

指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）

第70条 略

(1)～(4) 略

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 略

(8) 略

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条_____において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 略

(記録の整備)

第79条 略

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 略

(記録の整備)

第79条 略

2 略

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(従業者の員数等)

第82条 略

2～5 略

6 略

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のい	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介	略
--------------------------------	--	---

2 略

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(従業者の員数等)

第82条 略

2～5 略

6 略

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のい	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介	略
--------------------------------	--	---

ずれかが併設されている場合	護老人保健施設	
		又は介護医療院
略	略	略

7～13 略

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務

ずれかが併設されている場合	護老人保健施設、指定介護療養型医療施設	
	(医療法(昭和23年	
	法律第205号)第7	
	条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護	
	医療院	
略	略	略

7～13 略

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務 (当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又

_____に

従事することができるものとする。

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、第192条第3項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護の具体

は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条_____及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護の具体

指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) 略

(9) 略

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)

第107条 略

2 略

(1)及び(2) 略

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号の規定による身体

(7) 略

(8) 略

(記録の整備)

第107条 略

2 略

(1)及び(2) 略

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号に規定する 身体

的拘束等の態様及び時間、その際の
利用者の心身の状況並びに緊急やむ
を得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の
規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第
2項の規定による苦情の内容等の記
録

(7) 次条において準用する第40条第
2項の規定による事故の状況及び事
故に際して採った処置についての記
録

(8) 略
(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活
介護事業者は、共同生活住居ごとに専
らその職務に従事する常勤の管理者を
置かなければならない。ただし、共同
生活住居の管理上支障がない場合は、
当該共同生活住居の他の職務に従事
し、又は_____他の事業所、
施設等_____の職
務に従事することができるものとす
る。

2及び3 略
(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、
同時に介護保険施設、指定居宅サービ

的拘束等の態様及び時間、その際の
利用者の心身の状況並びに緊急やむ
を得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条に
規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第
2項に規定する苦情の内容等の記
録

(7) 次条において準用する第40条第
2項に規定する事故の状況及び事
故に際して採った処置についての記
録

(8) 略
(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活
介護事業者は、共同生活住居ごとに専
らその職務に従事する常勤の管理者を
置かなければならない。ただし、共同
生活住居の管理上支障がない場合は、
当該共同生活住居の他の職務に従事
し、又は同一敷地内にある他の事業所、
施設等若しくは併設する指定小規模多
機能型居宅介護事業所若しくは指定看
護小規模多機能型居宅介護事業所の職
務に従事することができるものとす
る。

2及び3 略
(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、
同時に介護保険施設、指定居宅サービ

ス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、_____

当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第125条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場

ス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、

施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第125条 略

合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならぬ。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに

入居させることができるように努めなければならない。

7 略

8 略

(記録の整備)

第127条 略

2 略

(1) 略

(2) 第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条

2 略

3 略

(記録の整備)

第127条 略

2 略

(1) 略

(2) 第115条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第117条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条

まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、第104条及び第106条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「6月」とあるのは「2月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「6月」とあるのは「2月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 略

2～6 略

7 略

(1) 略

(2) 略

8～10 略

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対

第130条 略

2～6 略

7 略

(1) 略

(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(3) 略

8～10 略

する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第147条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において

第147条 略

は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 略
(記録の整備)

第148条 略

- 2 略
- (1) 略
 - (2) 第136条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第138条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第146条第3項の規定による結果等の記録
 - (5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記

2 略
(記録の整備)

第148条 略

- 2 略
- (1) 略
 - (2) 第136条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第138条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第146条第3項に規定する結果等の記録
 - (5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記

録

(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条及び第106条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「6月」とあるのは「2月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護につい

録

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「6月」とあるのは「2月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護につい

て知見を有する者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第151条 略

2～7 略

8 略

(1)及び(2) 略

(3) 病院 栄養士又は____管理栄養士
(病床数100以上の病院の場合に限る。)

(4) 略

9～17 略

(設備)

第152条 略

(1)～(5) 略

(6) 医務室

医療法(昭和23年法律第205号)

第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで

て知見を有する者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第151条 略

2～7 略

8 略

(1)及び(2) 略

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士
(病床数100以上の病院の場合に限る。) 又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) 略

9～17 略

(設備)

第152条 略

(1)～(5) 略

(6) 医務室

医療法_____

第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで

は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 略

(1)～(4) 略

(5) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

(6) 第177条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(7) 第175条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(協力医療機関等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 略

(1)～(4) 略

(5) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する こと。

(6) 第177条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録する こと。

(7) 第175条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する こと。

(協力病院等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院

_____を定めておかなければならない。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を定めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設

は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 略

(記録の整備)

第176条 略

2 略

(1) 略

(2) 第155条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

2 略

(記録の整備)

第176条 略

2 略

(1) 略

(2) 第155条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「6月」とあるのは「2月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と読み

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「6月」とあるのは「2月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と読み

替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 略

2～4 略

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 略

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第106条の2、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指

替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 略

2～4 略

5 略

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで_____、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指

定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「6月」とあるのは「2月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189

定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「6月」とあるのは「2月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189

条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス (法第8条第23項第1号に規定するもの

_____に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第191条 略

2～6 略

7 略

(1)～(3) 略

(4) 略

8～14 略

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職

条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス (施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

_____に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第191条 略

2～6 略

7 略

(1)～(3) 略

(4) 指定介護療養型医療施設 (医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)

(5) 略

8～14 略

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職

務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____の職務に従事することができるものとする。

2及び3 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の
具体的取扱方針)

第197条 略

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) 略

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護

務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2及び3 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の
具体的取扱方針)

第197条 略

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で_____妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) 略

事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8)～(12) 略

(記録の整備)

第201条 略

2 略

(1)及び(2) 略

(3) 第197条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)及び(5) 略

(6) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7)～(11) 略

(記録の整備)

第201条 略

2 略

(1)及び(2) 略

(3) 第197条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)及び(5) 略

(6) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、第106条及び第106条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業

(7) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業

者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「6月」とあるのは「2月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「6月」とあるのは「2月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(重要事項の揭示に係る経過措置)
- 2 施行日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の羽島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下

「新地域密着型サービス基準条例」という。) 第34条第3項(新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第106条の2(新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条、第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第106条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議第24号

羽島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

羽島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月28日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）の公布に伴い、羽島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正するものである。

羽島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

羽島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年羽島市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は _____ 他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定</p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は <u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定</p>

する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設

_____の運営(第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、

する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)の運営(第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、

共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、_____他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(揭示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項_____を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定によ

共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(揭示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を揭示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定によ

る掲示に代えることができる。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第40条 略

2 略

(1) 略

(2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第24条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 略

る掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第40条 略

2 略

(1) 略

(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第24条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 略

(1)～(9) 略

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12)～(15) 略

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 略

2～5 略

6 略

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に掲げる施設等のいずれかが併設されている	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設	略
--	---	---

(1)～(9) 略

(10)～(13) 略

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 略

2～5 略

6 略

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に掲げる施設等のいずれかが併設されている	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療	略
--	--	---

における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的
に開催しなければならない。

(記録の整備)

第64条 略

2 略

(1)及び(2) 略

(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(記録の整備)

第64条 略

2 略

(1)及び(2) 略

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第53条第2項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第24条に規定する 市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____の職務に従事することができるものとする。

2及び3 略

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、_____当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

(8) 略

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2及び3 略

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型

第83条 略

インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 略

8 略

(記録の整備)

第85条 略

2 略

(1) 略

(2) 第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項の規定による身体

2 略

3 略

(記録の整備)

第85条 略

2 略

(1) 略

(2) 第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項に規定する身体

的拘束等の態様及び時間、その際の
利用者の心身の状況並びに緊急やむ
を得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条の
規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第
2項の規定による苦情の内容等の記
録

(6) 次条において準用する第37条第
2項の規定による事故の状況及び事
故に際して採った処置についての記
録

(7) 略
(準用)

第86条 第11条、第12条、第14
条、第15条、第23条、第24条、
第26条、第28条の2、第31条か
ら第34条まで、第36条から第39
条まで（第37条第4項及び第39条
第5項を除く。）、第56条、第59
条、第61条及び第63条の2の規定
は、指定介護予防認知症対応型共同生
活介護の事業について準用する。この
場合において、第11条第1項中「第
27条に規定する運営規程」とあるの
は「第80条に規定する重要事項に関
する規程」と、同項、第28条の2第
2項、第31条第2項第1号及び第3
号、第32条第1項並びに第37条の
2第1号及び第3号中「介護予防認知

的拘束等の態様及び時間、その際の
利用者の心身の状況並びに緊急やむ
を得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条に
規定する 市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第
2項に規定する 苦情の内容等の記
録

(6) 次条において準用する第37条第
2項に規定する 事故の状況及び事
故に際して採った処置についての記
録

(7) 略
(準用)

第86条 第11条、第12条、第14
条、第15条、第23条、第24条、
第26条、第28条の2、第31条か
ら第34条まで、第36条から第39
条まで（第37条第4項及び第39条
第5項を除く。）、第56条、第59
条及び第61条 _____ の規定
は、指定介護予防認知症対応型共同生
活介護の事業について準用する。この
場合において、第11条第1項中「第
27条に規定する運営規程」とあるの
は「第80条に規定する重要事項に関
する規程」と、同項、第28条の2第
2項、第31条第2項第1号及び第3
号、第32条第1項並びに第37条の
2第1号及び第3号中「介護予防認知

症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。

症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 施行日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の羽島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第32条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 施行日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 施行日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型介護予防サービス基準
条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用
する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型介護予防サービス基準
条例第63条の2の規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」
とする。

議第25号

命と暮らしを守る羽島市民の防災減災条例について

命と暮らしを守る羽島市民の防災減災条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月28日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

過去の災害の教訓等から、市民自らで考えたルールをすることにより、市民の自助、共助による被害軽減を図るため、命と暮らしを守る羽島市民の防災減災条例を制定するものである。

命と暮らしを守る羽島市民の防災減災条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 自助（第3条—第5条）

第3章 共助（第6条—第8条）

第4章 公助（第9条）

第5章 雑則（第10条・第11条）

附則

わたしたち羽島市民は、これまで、水害、台風、地震等の自然の脅威によって、甚大な被害を目の当たりにしてきました。

過去の大規模災害から得られた教訓として、一人ひとりが主体的に自らの命を守る「自助」に取り組まなければ、命を守ることが難しいことが明らかになりました。令和6年能登半島地震では、多くの方が被災し、改めて「自助」の重要性を認識することとなりました。

災害は、決して他人ごとではありません。特に古くから長良川、木曾川で発生した水害は、わたしたちの生活を苦しめてきました。近年の異常な気象状況により、水害は頻発化し、いつ、羽島市で発生してもおかしくありません。

災害に対処し、災害に強いまちづくりを進めるためには、わたしたち一人ひとりが、自ら考え行動し、積極的に防災及び減災活動に参画していくことが最も重要です。

また、市民同士又は市民及び地域コミュニティが、それぞれの特性や役割を互いに理解し合いながら、協力を重ねていくことが大切です。

わたしたちは、市民がその命と暮らしを自ら守るためにできる具体的な取り組みについて話し合いを積み重ねてきました。

この話し合いによって出された数多くの取り組みを取りまとめ、わたしたちは「自分の命は自分で守る」意識を持って主体的に取り組む、市はそれらを全力で支援することで、一人でも多くの命を守ることができるまちを実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」とい

います。) 第7条第3項に規定する住民の責務並びに羽島市まちづくり基本条例(平成28年羽島市条例第2号)第23条第3項に規定する市民の責務に基づき、市民が主体的に行う防災及び減災活動並びに同条第2項に規定する地域コミュニティの責務に基づき自発的に行う防災及び減災活動を促すことで、災害が発生したときに一人でも多くの命を守ることができるまちを実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害をいいます。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいいます。
- (3) 減災 災害が発生した場合における被害をできるだけ小さくすることをいいます。
- (4) 市民 市内に居住、通学若しくは通勤する個人又は市内において事業若しくは活動を行う個人、法人その他団体をいいます。
- (5) 事業者 市内で事業を営み、又は活動する個人、法人その他団体をいいます。
- (6) 通勤通学者 市内に通勤し、又は通学する者をいいます。
- (7) 地域コミュニティ 自治会その他地縁によってつながりを持ち、自らの地域に関わりながら活動を行う人々の集まりをいいます。
- (8) 自助 市民が自己の責任により自ら及びその家族並びに大切な人を災害から守ることをいいます。
- (9) 共助 市民が互いに助け合い、互いを災害から守ることをいいます。
- (10) 公助 市が自助及び共助を支援し、又は市民を災害から守るための施策を推進することをいいます。
- (11) 一時避難 災害から身を守るために居所等の場所から一時的に安全な場所へ移動することをいいます。
- (12) 自主防災組織 近隣の人々が役割を分担しながら、力を合わせて助け合う自発的な防災組織をいいます。
- (13) 避難行動要支援者 市内に居住する高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときに自ら一時避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図る

ため特に支援を要するものをいいます。

第2章 自助

(市民の自助)

第3条 市民は、法第7条第3項の規定に基づく責務を果たすため、次に掲げる取組みを行うことにより、日頃から災害の発生に備えるとともに、災害の発生時には、自ら及び家族並びに大切な人の安全を確保するための行動を迅速かつ適切にできるように備え、その命を守るよう努めます。

- (1) 所有し、又は使用する建築物その他の工作物について、耐震診断を受けるなど耐震性を確認すること。
- (2) 所有し、又は使用する建築物その他の工作物について、補修、補強、液状化対策、建て替えなどの措置を講ずること。
- (3) 所有し、使用しない建築物その他の工作物について、耐震性が確保できないときは、除却をすること。
- (4) 所有し、又は使用する家具等の転倒、落下等の防止のための措置を講ずること。
- (5) 住家等を建築しようとするときは、盛土することにより水害に備えること。
- (6) 住家等は、高い水密性及び被災後の復旧に配慮した構造により水害に備えること。
- (7) 家族構成、健康状態等を考慮した7日分以上の飲料水、食糧及び生活物資の備蓄を行うとともに、消費期限や動作の確認及びいざというときにそれらを持ち出せる準備を行うこと。
- (8) 市その他の行政機関から提供される防災に関する知識及び情報を積極的に取得し、家族及び大切な人と共有し、活用できるようにしておくこと。
- (9) 防災訓練、講習会等に積極的に参加し、防災に関する知識を習得すること。
- (10) 家族及び近隣住民等への連絡先及び連絡方法の確認を行うこと。
- (11) 一時避難をする場所、経路及び安全な避難方法と避難の時期を確認すること。
- (12) 災害の初期の段階における消火、救難救助、応急手当その他の活動を安全に行うこと。
- (13) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、第一に自分の命を守るという意識を持ち、適切な判断の下、避難すること。
- (14) 災害が発生した時に地域コミュニティの協力を得るため、平時から、地域コミュニティの活動に積極的に参加すること。

(15) 避難行動要支援者その他自分で自助の取り組みが困難な者（以下「避難行動要支援者等」といいます。）は、地域コミュニティ等を頼ることとし、そのために平時より自主的に地域コミュニティ等に関わりを持つこと。

（事業者の自助）

第4条 事業者は、自ら災害に備えるとともに、防災及び減災に寄与するため、次に掲げる取組みの実施に努めます。

- (1) 従業員及び事業所を訪れている者（以下「従業員等」といいます。）の安全確保を図ること。
- (2) 災害が発生したときにおいても事業を継続して行うために必要な計画を策定しておくこと。
- (3) 所有し、又は使用する建築物その他の工作物について、災害が発生したときの被害を防止するための措置を講ずること。
- (4) 所有し、又は使用する備品等の転倒、落下等の防止のための措置を講ずること。
- (5) 停電した際の電源を確保すること。
- (6) 防災及び減災に必要な資器材（以下「防災資器材」といいます。）及び従業員等の使用を含めた7日分以上の飲料水、食糧及び生活物資の備蓄を行うこと。
- (7) 防災訓練を実施し、従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供すること。
- (8) 災害が発生したときに地域コミュニティの協力を得るため、平時から、地域コミュニティの活動に積極的に参加すること。

（通勤通学者の自助）

第5条 通勤通学者は、自ら災害に備えるとともに、防災及び減災に寄与するため、次に掲げる取組みの実施に努めます。

- (1) 通勤通学路の危険な箇所を確認しておくこと。
- (2) 家族や知人との連絡手段を確保すること。
- (3) 公共交通の利用者は、災害が発生したときは、当該公共交通事業者の指示に従うこと。
- (4) 施設の利用者は、災害が発生したときは、施設管理者の指示に従うこと。
- (5) 動きやすい服装や簡易な食料などを備えること。
- (6) 災害が発生したときに地域コミュニティの協力を得るため、平時から、地域コミュニティの活動に積極的に参加すること。

第3章 共助

(市民の共助)

第6条 市民は、共助の精神をもって防災及び減災に寄与するため、次に掲げる取り組みの実施に努めます。

- (1) 共助における支援者となるため、前章の規定に基づく自助を行うこと。
- (2) 災害が発生したときは、近隣の者の中で負傷者の救護、生活用水としての井戸の提供及び災害復旧への協力をすること。
- (3) 地域の防災及び減災のために相互に協力し、地域コミュニティにおいて自主防災組織等の結成をすること。
- (4) 避難所では、避難者自らが行動し、助け合いながら運営することが求められるため、平時より避難所の開設及び運営体制の確立の訓練に主体的に参加すること。
- (5) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、互いに協力して避難所を開設し、避難者による避難所運営の支援を行うこと。

(地域コミュニティの共助)

第7条 地域コミュニティは、共助の精神をもって地域の防災及び減災に寄与するため、次に掲げる取り組みの実施に努めます。

- (1) 災害に備え、自主防災組織の活動計画により、その構成員の役割分担をあらかじめ定め、その活動に必要な防災資器材を整備するとともに、防災訓練を実施すること。
- (2) 平常時から災害時、復旧、復興期にわたり、消防団、水防団、防災に関する団体、ボランティア団体その他の各種地域団体及び羽島市防災コーディネーターに協力を求め、連携すること。
- (3) 市その他の行政機関から提供される防災及び減災に関する知識及び情報を積極的に地域コミュニティで共有し、活用すること。
- (4) 災害の教訓等を次の世代に伝承していくため、地域における災害の教訓等に関する資料を保存すること。
- (5) 地域の災害の教訓等を積極的に活用すること。
- (6) 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、市民の安否を確認すること。
- (7) あらかじめ、一時避難をする場所を決めて、市民へ周知すること。
- (8) 災害が発生したときには、一時避難をする場所を拠点とし、安否確認等の情報を収集すること。

(9) 被災した市民のために、地域で避難生活（被災したことにより、被災前に使用していた住居以外の建物等で一定期間生活することをいいます。）ができる安全な場所を開設し運営すること。

(10) 地域の避難行動要支援者等からの要請に応え、支援すること。

（事業者の共助）

第8条 事業者は、所有し、又は使用する建築物等を地域コミュニティに対し、一時避難をする場所、防災資器材の保管所等として提供するよう努めます。

第4章 公助

（市の公助）

第9条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、羽島市地域防災計画その他防災に関する計画に基づき、諸施策を講ずるとともに、第2章に規定する自助及び前章に規定する共助の支援及び促進を図ります。

第5章 雑則

（条例の見直し）

第10条 市は、大規模な災害により新たな教訓が得られたとき又は市民の参画による防災への取組みにより新たな知恵が生まれたとき等は、必要に応じて本条例の規定の見直しを行います。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

議第 26 号

羽島都市計画事業駅北本郷土地地区画整理事業施行条例を廃止する条例について

羽島都市計画事業駅北本郷土地地区画整理事業施行条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

羽島都市計画事業駅北本郷土地地区画整理事業が完了したため、羽島都市計画事業駅北本郷土地地区画整理事業施行条例を廃止するものである。

羽島都市計画事業駅北本郷土地地区画整理事業施行条例を廃止する条例
羽島都市計画事業駅北本郷土地地区画整理事業施行条例（平成 19 年羽島市条例第 9 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議第 27 号

羽島市都市公園条例の一部を改正する条例について

羽島市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

公園管理者以外の者の公園施設の設置等に係る申請書の記載事項を定め、並びに使用料の金額及び納付期限を改定するため、羽島市都市公園条例の一部を改正するものである。

羽島市都市公園条例の一部を改正する条例

羽島市都市公園条例（昭和50年羽島市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(行為の禁止)</p> <p>第6条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、<u>法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可申請書の記載事項)</u></p> <p>第8条 <u>法第5条第1項の条例で定める事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>公園施設を設けようとするとき</u> <u>は、次に掲げる事項</u></p> <p>ア <u>設置の目的</u> イ <u>設置の期間</u> ウ <u>設置の場所</u> エ <u>公園施設の構造</u> オ <u>公園施設の管理の方法</u> カ <u>工事実施の方法</u> キ <u>工事の着手及び完了の時期</u> ク <u>公園の復旧方法</u> ケ <u>その他市長の指示する事項</u></p> <p>(2) <u>公園施設を管理しようとするとき</u> <u>は、次に掲げる事項</u></p> <p>ア <u>管理の目的</u></p>	<p>(行為の禁止)</p> <p>第6条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、<u>法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(公園施設占用の許可申請書の記載事項)</u></p> <p>第8条</p>

イ 管理の期間

ウ 管理する公園施設

エ 管理の方法

オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 略

(1)～(5) 略

(使用料の納付)

第10条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可を受けた者（以下「行為者」という。）のうち、別表の規定に該当する許可を受けたものは、同表に掲げる額の

使用料を納付しなければならない。ただし、当該法第6条第1項又は第3項の規定による占有が営利を目的とし、又は利益をあげるものでないものであって、当該占有に係る占有物件が都市公園の使用の目的等を勘案し、使用料を徴収することが適当でないものとして規則で定めるものであるときは、この限りでない。

2 使用期間が1月未満のときの前項の使用料の額は、同項の規定により算出して得た額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定め

略

(1)～(5) 略

(使用料の納付)

第10条 法第6条第1項

若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可を受けた者（以下「行為者」という。）は、羽島市道路占用料等徴収条例（昭和58年羽島市条例第8号）に規定する占用料の例により算定された使用料を納付しなければならない。

る地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 第1項の使用料は、許可日から1月以内にその全額を納付しなければならない。ただし、使用期間が翌年度以降にわたるものの使用料については、初年度分は、許可日から1月以内に、翌年度以降の分については、当該年度分を毎年度4月30日までに納付するものとする。

(届出)

第15条 略

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は公園の占有に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げるものが公園施設の設置若しくは管理又は公園の占有を廃止したとき。

(3)~(7) 略

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第21条 第4条から前条____までの規定は、法第33条第4項の規定による公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

別表（第10条関係） 使用料

2 前項の使用料は、許可の際____その全額を納付しなければならない。ただし、その期間が1年以上のものについては毎年度納付するものとし、初年度分はその許可の際、次年度分以降はその年度の4月末日までに納付するものとする。

(届出)

第15条 略

(1) 法第6条第1項又は____第3項の許可を受けた者が____公園の占有に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げるものが____公園の占有を廃止したとき。

(3)~(7) 略

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第21条 第4条から第20条までの規定は、法第33条第4項の規定による公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

1 法第5条第1項の規定による許可により公園施設を設ける場合

区分	単位	金額
公園施設を設ける場合	使用する土地1平方メートルにつき1日	37円

2 法第6条第1項又は第3項の規定による許可により公園を占用する場合

区分	単位	金額
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	占用する土地1平方メートルにつき1日	37円
上記以外のもの	羽島市道路占用料等徴収条例（昭和58年羽島市条例第8号）別表の規定により算出して得た額に相当する額	

3 第4条第1項又は第3項の規定による許可により行為をする場合

区分	単位	金額
飲食物、物品の販売及びこれらに類する行為	1店舗につき1日	300円

備考

- | | |
|--|--|
| <p><u>1 使用料の単位となる面積が1平方メートル未満であるとき、又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。</u></p> <p><u>2 使用料の額が日を単位として定められている場合において、当該使用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。</u></p> <p><u>3 これらの表により算出して得た使用料の額が、100円に満たないときは、100円とする。</u></p> <p><u>4 これらの表により算出して得た使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</u></p> | |
|--|--|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第21条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の羽島市都市公園条例の規定は、施行日以後になされる許可申請に係る使用料について適用し、同日前になされた許可申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議第 28 号

羽島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

羽島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 346 号）第 4 条に規定する条例定員を定めるため、羽島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するものである。

羽島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

羽島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年羽島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(団員の種類)</p> <p><u>第2条 略</u></p> <p><u>(定員)</u></p> <p><u>第2条の2 団員の定員は、420人とする。</u></p> <p><u>2 基本消防団員の定員は334人とし、機能別消防団員の定員は86人とする。</u></p> <p><u>3 機能別消防団員のうち、火災予防啓発消防団員の定員は20人とし、大規模災害消防団員の定員は、66人とする。</u></p> <p><u>4 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。次項において「令」という。）第4条第1項第1号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項に定める定員とする。</u></p> <p><u>5 令第4条第3項の規定に基づき消防</u></p>	<p><u>(定員)</u></p> <p><u>第2条 団員の定数は、420人とする。</u></p> <p>(団員の種類)</p> <p><u>第2条の2 略</u></p>

団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項に定める定員から第3項に定める大規模災害消防団員の定員を控除した人数とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 29 号

羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 28 号）の公布に伴い、羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものである。

羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

羽島市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年羽島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には<u>9, 100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3及び4 略</p> <p>別表</p> <p>補償基礎額表（第5条関係）</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には<u>8, 900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3及び4 略</p> <p>別表</p> <p>補償基礎額表（第5条関係）</p>

階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円	13,350円	略	団長及び副団長	12,400円	13,320円	略
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円	分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円	部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円
備考	1及び2 略			備考	1及び2 略		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の羽島市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた同条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第30号

羽島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

羽島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月28日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の公布に伴い、羽島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正するものである。

羽島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

羽島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年羽島市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(水道技術管理者の資格) 第4条 略 (1)～(5) 略 (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 2 略	(水道技術管理者の資格) 第4条 略 (1)～(5) 略 (6) <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 2 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第31号

令和5年度羽島市一般会計補正予算（第10号）

令和5年度羽島市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169,328千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,522,483千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年2月28日提出

羽島市長 松井 聡

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,885,131	53,402	3,938,533
	1 国庫負担金	3,302,240	17,266	3,319,506
	2 国庫補助金	549,860	36,136	585,996
15 県支出金		2,191,852	8,633	2,200,485
	1 県負担金	1,407,477	8,633	1,416,110
16 財産収入		35,597	270	35,867
	2 財産売却収入	2	270	272
18 繰入金		2,037,108	36,123	2,073,231
	2 基金繰入金	2,031,107	36,123	2,067,230
21 市債		1,216,100	70,900	1,287,000
	1 市債	1,216,100	70,900	1,287,000
歳入合計		26,353,155	169,328	26,522,483

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		10,649,661	56,531	10,706,192
	1 社会福祉費	6,297,864	21,998	6,319,862
	2 児童福祉費	3,595,987	34,533	3,630,520
4 衛生費		3,711,024	1,294	3,712,318
	1 保健衛生費	1,773,154	1,294	1,774,448
5 農林水産業費		436,464	11,431	447,895
	1 農業費	436,354	11,431	447,785
8 消防費		845,461	0	845,461
	1 消防費	845,461	0	845,461
9 教育費		2,483,594	100,072	2,583,666
	2 小学校費	310,795	26,167	336,962
	7 保健体育費	976,137	73,905	1,050,042
歳出合計		26,353,155	169,328	26,522,483

第2表

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	旧本庁舎解体等工事設計業務委託（跡地利用分）	4,095
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金	7,037
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン追加接種事業	3,199
5 農林水産業費	1 農業費	土地改良施設維持管理適正化事業	7,660
8 消防費	1 消防費	消防救急デジタル無線設備管理費	504
9 教育費	2 小学校費	小学校特別防犯対策施設整備事業	26,167
9 教育費	7 保健体育費	道場施設管理費	13,983
9 教育費	7 保健体育費	屋外運動場施設管理費	59,922

第3表

地 方 債 補 正

(単位：千円)

補正 内容	起債の目的	補 正 前				補 正 後			
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
追加	防災・減災・国土 強靱化緊急対策事 業	0	普通貸借は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該利 率見直し後 の利率)	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合には借入先と協定 し、その条件に従う ものとする。ただ し、市財政の都合に より据置期間及び償 還期限を短縮し、若 しくは繰上償還又は 低利に借換えするこ とができる。	9,800	普通貸借は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該利 率見直し後 の利率)	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合には借入先と協定 し、その条件に従う ものとする。ただ し、市財政の都合に より据置期間及び償 還期限を短縮し、若 しくは繰上償還又は 低利に借換えするこ とができる。
変更	学校教育施設等整 備事業	9,400	〃	〃	〃	68,300	〃	〃	〃
	脱炭素化推進事業	217,300	〃	〃	〃	219,500	〃	〃	〃
計		1,216,100				1,287,000			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫負担金	3,202,453	17,266	3,219,719	2 児童福祉費負担金	17,266	子どものための教育・保育給付費負担金 17,266(既決 739,861)
計	3,302,240	17,266	3,319,506			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 教育費国庫補助金	11,354	36,136	47,490	2 小学校費補助金	12,098	学校施設環境改善交付金 12,098(既決 0)
				5 保健体育費補助金	24,038	学校施設環境改善交付金 24,038(既決 0)
計	549,860	36,136	585,996			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費県負担金	1,404,505	8,633	1,413,138	2 児童福祉費負担金	8,633	子どものための教育・保育給付費負担金 8,633(既決 369,930)
計	1,407,477	8,633	1,416,110			

(款) 16 財産収入

(項) 2 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 物品売払収入	1	270	271	1 物品売払収入	270	物品売払収入 270(既決 1)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
計	2	270	272				

(款) 18 繰入金
(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 基金繰入金	2,031,107	36,123	2,067,230	1 財政調整基金繰入金	36,123	財政調整基金繰入金	36,123(既決 1,898,082)
計	2,031,107	36,123	2,067,230				

(款) 21 市債
(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
3 農林水産業債	25,200	7,400	32,600	1 農業債	7,400	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	7,400(既決 0)
6 教育債	328,600	63,500	392,100	1 小学校債	14,000	学校教育施設等整備事業債	14,000(既決 0)
				2 中学校債	0	学校教育施設等整備事業債	△2,400(既決 9,400)
						防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	2,400(既決 0)
			6 保健体育債	49,500	学校教育施設等整備事業債	47,300(既決 0)	
						脱炭素化推進事業債	2,200(既決 0)
計	1,216,100	70,900	1,287,000				

2 歳出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	2,403,417	14,261	2,417,678				14,261	18 負担金・補助及び交付金 負担金	4,166	福祉サポートセンター施設管理費 522(既決 10,831)
								27 繰出金	10,095	福祉ふれあい会館・市民会館施設管理費 3,644(既決 29,748) 介護保険特別会計繰出金 10,095(既決 828,761)
3 障害者福祉費	21,025	6,227	27,252				6,227	12 委託料	993	
								21 補償・補填及び賠償金	5,234	障害児福祉対策事業 6,227(既決 10,020)
10 老人福祉センター羽島温泉費	43,210	1,510	44,720				1,510	18 負担金・補助及び交付金 負担金	1,510	羽島温泉施設管理費 1,510(既決 41,610)
計	6,297,864	21,998	6,319,862				21,998			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3 保育所等運営費	1,881,147	34,533	1,915,680	25,899			8,634	12 委託料	20,707	子どものための教育・保育給付費 34,533(既決 1,571,130)
								19 扶助費	13,826	
計	3,595,987	34,533	3,630,520	25,899			8,634			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 母子衛生費	109,116	438	109,554				438	22 償還金・利 子及び割引 料	438	母子保健事業 438(既決 7,730)
3 予防費	512,636	856	513,492				856	22 償還金・利 子及び割引 料	856	風疹追加的対策 856(既決 5,890)
計	1,773,154	1,294	1,774,448				1,294			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
6 土地改良費	155,133	11,431	166,564		7,400		4,031	18 負担金・補 助及び交付 金 負担金	11,431	県営事業負担金負担事業 9,500(既決 35,806) 逆川排水機維持管理負担経費 11,431 1,931(既決 3,377)
計	436,354	11,431	447,785		7,400		4,031			

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 常備消防費	694,020	0	694,020			270	△270			常備消防事務経費 (既決 22,454)
計	845,461	0	845,461			270	△270			

(款) 9 教育費
(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	293,430	26,167	319,597	12,098	14,000		69	12 委託料 14 工事請負費	2,200 23,967	小学校施設改修事業 26,167(既決 97,487)
計	310,795	26,167	336,962	12,098	14,000		69			

(款) 9 教育費
(項) 7 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 道場費	235	13,983	14,218	3,865	9,800		318	12 委託料 14 工事請負費	843 13,140	道場施設管理費 13,983(既決 235)
3 屋外運動場費	12,096	59,922	72,018	20,173	39,700		49	12 委託料 14 工事請負費	502 59,420	屋外運動場施設管理費 59,922(既決 9,291)
計	976,137	73,905	1,050,042	24,038	49,500		367			

地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(変更)

(単位：千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
		当該年度中起債見込額		補 正 前	補 正 後
		補 正 前	補 正 後		
1 普 通 債	9,647,863	966,100	1,037,000	9,572,500	9,643,400
(3) 農 林 水 産 業	434,775	25,200	32,600	370,455	377,855
(7) 教 育	2,769,271	328,600	392,100	2,705,479	2,768,979
合 計	20,370,519	1,216,100	1,287,000	19,539,127	19,610,027

議第32号

令和5年度羽島市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度羽島市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,772千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,055,980千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月28日提出

羽島市長 松井 聡

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		1,217,949	20,190	1,238,139
	1 国庫負担金	1,025,125	15,490	1,040,615
	2 国庫補助金	192,824	4,700	197,524
5 基金交付金		1,526,233	21,808	1,548,041
	1 支払基金交付金	1,526,233	21,808	1,548,041
6 県支出金		810,662	10,095	820,757
	1 県負担金	782,087	9,681	791,768
	2 県補助金	28,575	414	28,989
8 繰入金		956,076	28,679	984,755
	1 繰入金	956,076	28,679	984,755
歳入合計		5,975,208	80,772	6,055,980

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		5,560,651	77,453	5,638,104
	1 介護給付費	5,475,529	77,453	5,552,982
3 地域支援事業費		181,151	3,319	184,470
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	92,065	3,319	95,384
歳出	合計	5,975,208	80,772	6,055,980

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 4 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 国庫負担金	1,025,125	15,490	1,040,615	1 介護給付費負担金	15,490	介護給付費負担金	15,490(既決 1,025,125)
計	1,025,125	15,490	1,040,615				

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 国庫補助金	192,824	4,700	197,524	1 財政調整交付金	3,872	財政調整交付金	3,872(既決 117,885)
				2 地域支援事業交付金	828	地域支援事業交付金	828(既決 54,568)
計	192,824	4,700	197,524				

(款) 5 基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 支払基金交付金	1,501,376	20,912	1,522,288	1 介護給付費交付金	20,912	介護給付費交付金	20,912(既決 1,501,376)
2 地域支援事業交付金	24,857	896	25,753	1 地域支援事業交付金	896	地域支援事業交付金	896(既決 24,857)
計	1,526,233	21,808	1,548,041				

(款) 6 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 県負担金	782,087	9,681	791,768	1 介護給付費負担金	9,681	介護給付費負担金	9,681(既決 782,087)
計	782,087	9,681	791,768				

(款) 6 県支出金
 (項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 県補助金	28,575	414	28,989	1 地域支援事業交付金	414	地域支援事業交付金	414(既決 28,575)
計	28,575	414	28,989				

(款) 8 繰入金
 (項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	828,761	10,095	838,856	1 介護給付費繰入金	9,681	介護給付費繰入金	9,681(既決 695,081)
				2 地域支援事業費繰入金	414	地域支援事業費繰入金	414(既決 28,575)
2 基金繰入金	127,315	18,584	145,899	1 基金繰入金	18,584	基金繰入金	18,584(既決 127,315)
計	956,076	28,679	984,755				

2 歳出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護給付費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 介護給付費	5,475,529	77,453	5,552,982	29,043		48,410		18 負担金・補助及び交付金 負担金	77,453 77,453	介護サービス給付費 77,453(既決 5,456,228)
計	5,475,529	77,453	5,552,982	29,043		48,410				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・日常生活支援総合事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 介護予防・生活支援サービス事業費	84,956	3,319	88,275	1,242		2,077		18 負担金・補助及び交付金 負担金	3,319 3,319	介護予防・生活支援サービス事業 3,319(既決 84,956)
計	92,065	3,319	95,384	1,242		2,077				

議第 33 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、羽島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年羽島市条例第 2 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 28 日提出

羽島市長 松 井 聡

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 1 契約の目的 | 羽島市役所旧本庁舎・中庁舎解体工事 |
| 2 工事場所 | 羽島市竹鼻町 55 番地 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 契約の金額 | 金 564,300,000 円 |
| 5 契約の相手方 | T S U C H I Y A ・ 日 東 特定建設工事共同企業体 |
- 代表構成員
- 大垣市神田町 2 丁目 55 番地
T S U C H I Y A 株式会社
代表取締役社長 土屋 智義
- 構成員
- 羽島市堀津町 382 番地
日東工業株式会社
代表取締役 南谷 茂伸

議第34号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道路線を次のとおり変更するものとする。

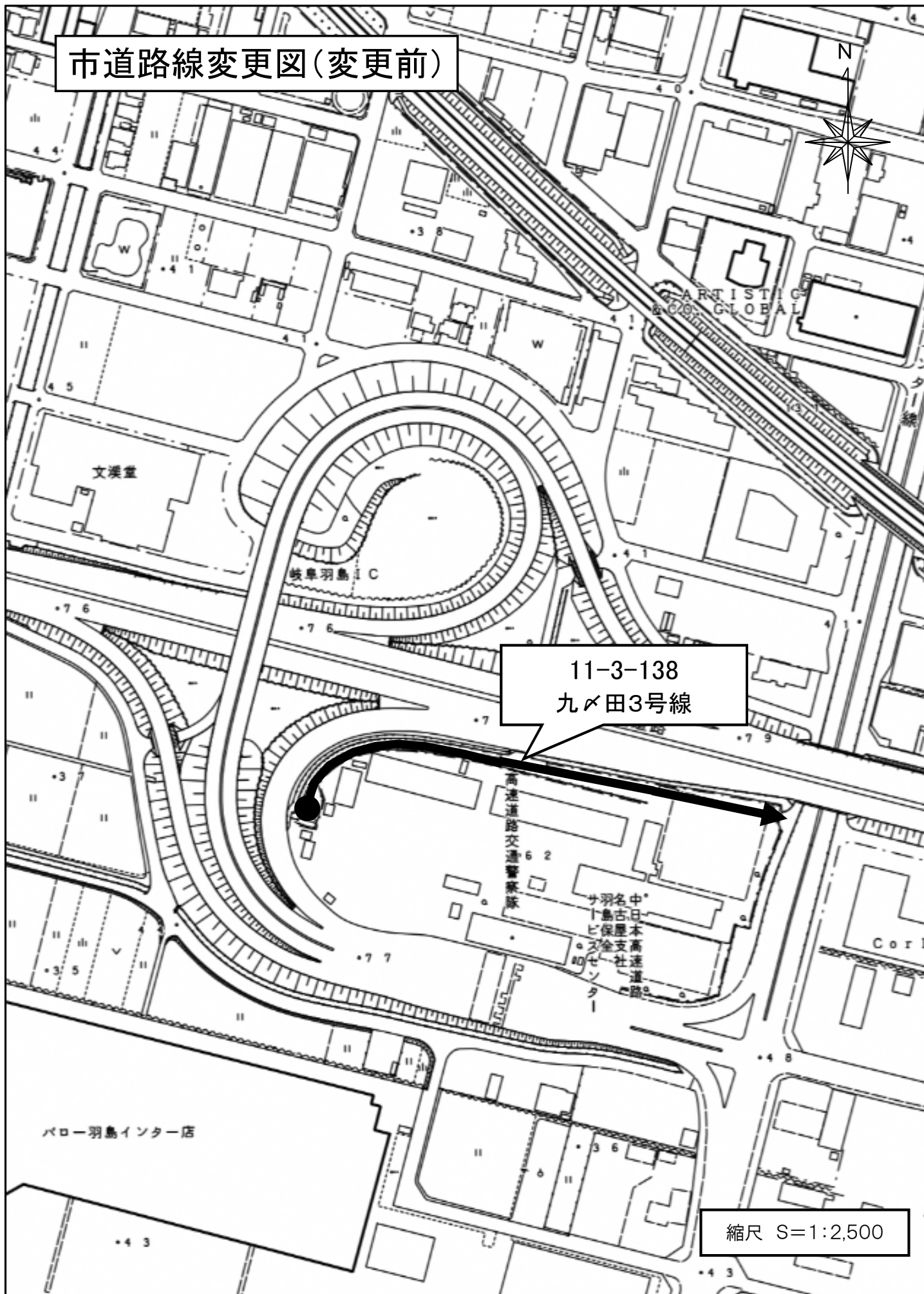
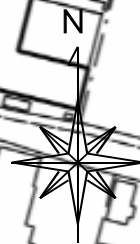
令和6年2月28日提出

羽島市長 松井 聡

市道路線区域変更調書

路線番号	路線名称	起点			区域 変更 前後 の別	参考 延長 (m)	備考
		終点					
11-3-138	九ノ田 3号線	江吉良町字九ノ田	2646 番	1 地先	前	262.6	
		上中町長間字十二割	1887 番	1 地先			
		江吉良町字九ノ田	2646 番	1 地先	後	128.0	
		江吉良町字鍵田	2558 番	3 地先			
14-3-122	石田前野 線	下中町石田字郷付	392 番	地先	前	3159.6	
		桑原町前野字江西	1096 番	1 地先			
		下中町石田字砂畑	3323 番	2 地先	後	3693.6	
		桑原町前野字江西	1096 番	1 地先			

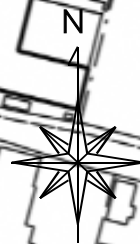
市道路線変更図(変更前)



11-3-138
九ノ田3号線

縮尺 S=1:2,500

市道路線変更図(変更後)



11-3-138
九ノ田3号線

岐阜羽島IC

文溪堂

ARTISTIC
GLOBAL

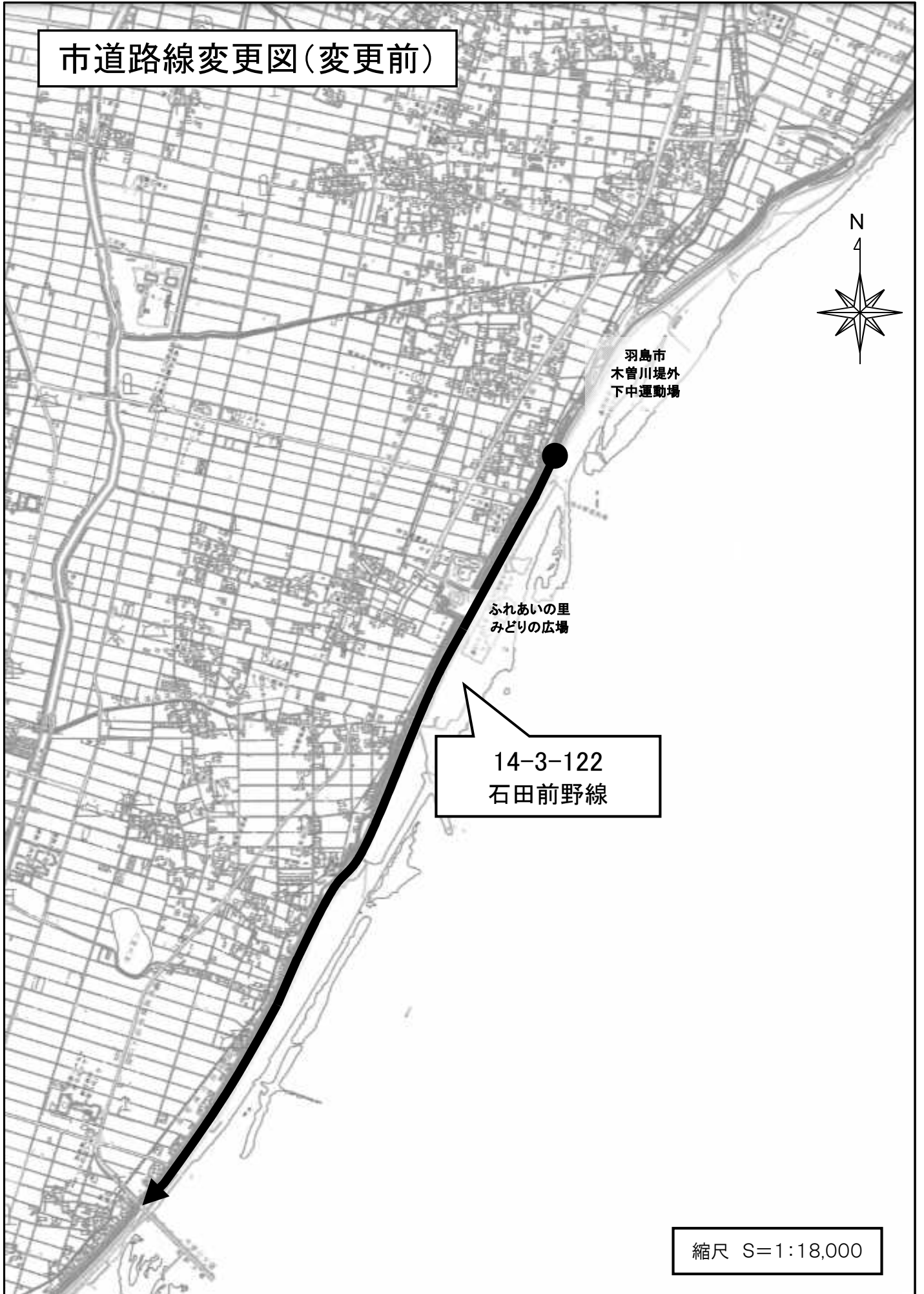
高速道路
交通警察隊

中日本高速道路
名古屋支社
羽島ビル
センター

パロー羽島インター店

縮尺 S=1:2,500

市道路線変更図(変更前)



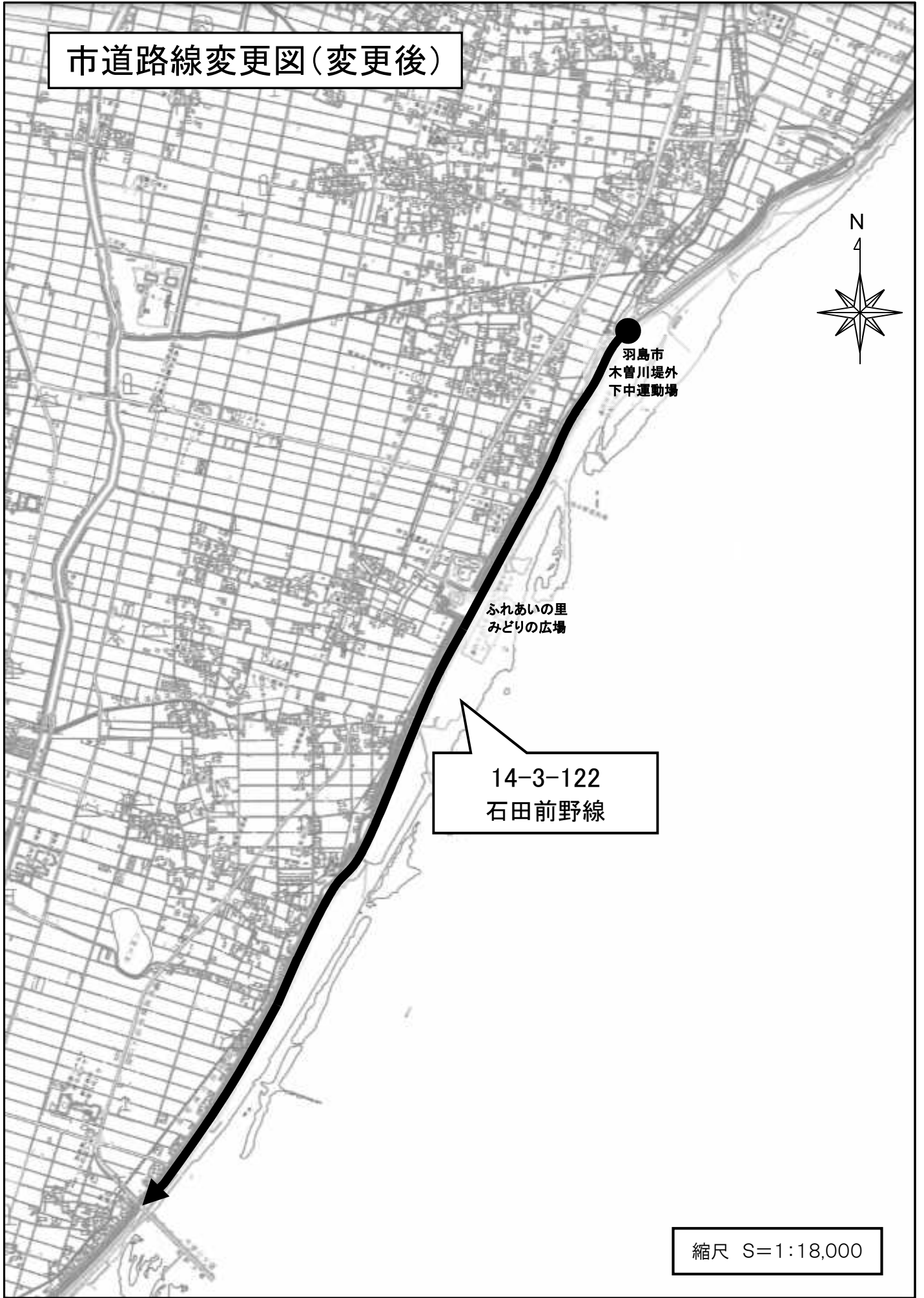
羽島市
木曾川堤外
下中運動場

ふれあいの里
みどりの広場

14-3-122
石田前野線

縮尺 S=1:18,000

市道路線変更図(変更後)



羽島市
木曾川堤外
下中運動場

ふれあいの里
みどりの広場

14-3-122
石田前野線

縮尺 S=1:18,000

議第35号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和6年2月28日提出

羽島市長 松井 聡

市道路線認定調書

路線番号	路線名称	起点	重要な経過地	参考 延長(m)
		終点		
01 - 3 - 360	間島1丁目 10 号 線	福寿町間島1丁目 63 番 1 地先		66.0
		福寿町本郷字昭和 1741 番 6 地先		
12 - 3 - 546	加賀野井 40 号 線	下中町加賀野井字東流 933 番 地先		229.3
		下中町加賀野井字内屋敷 417 番 6 地先		
12 - 3 - 547	加賀野井 41 号 線	下中町加賀野井字東流 945 番 地先		249.5
		下中町城屋敷字村東 1346 番 2 地先		
12 - 3 - 548	城屋敷 80 号 線	下中町城屋敷字流 307 番 2 地先		413.5
		下中町石田字砂畑 3323 番 2 地先		

市道路線認定図



市道路線認定図



12-3-546
加賀野井40号線

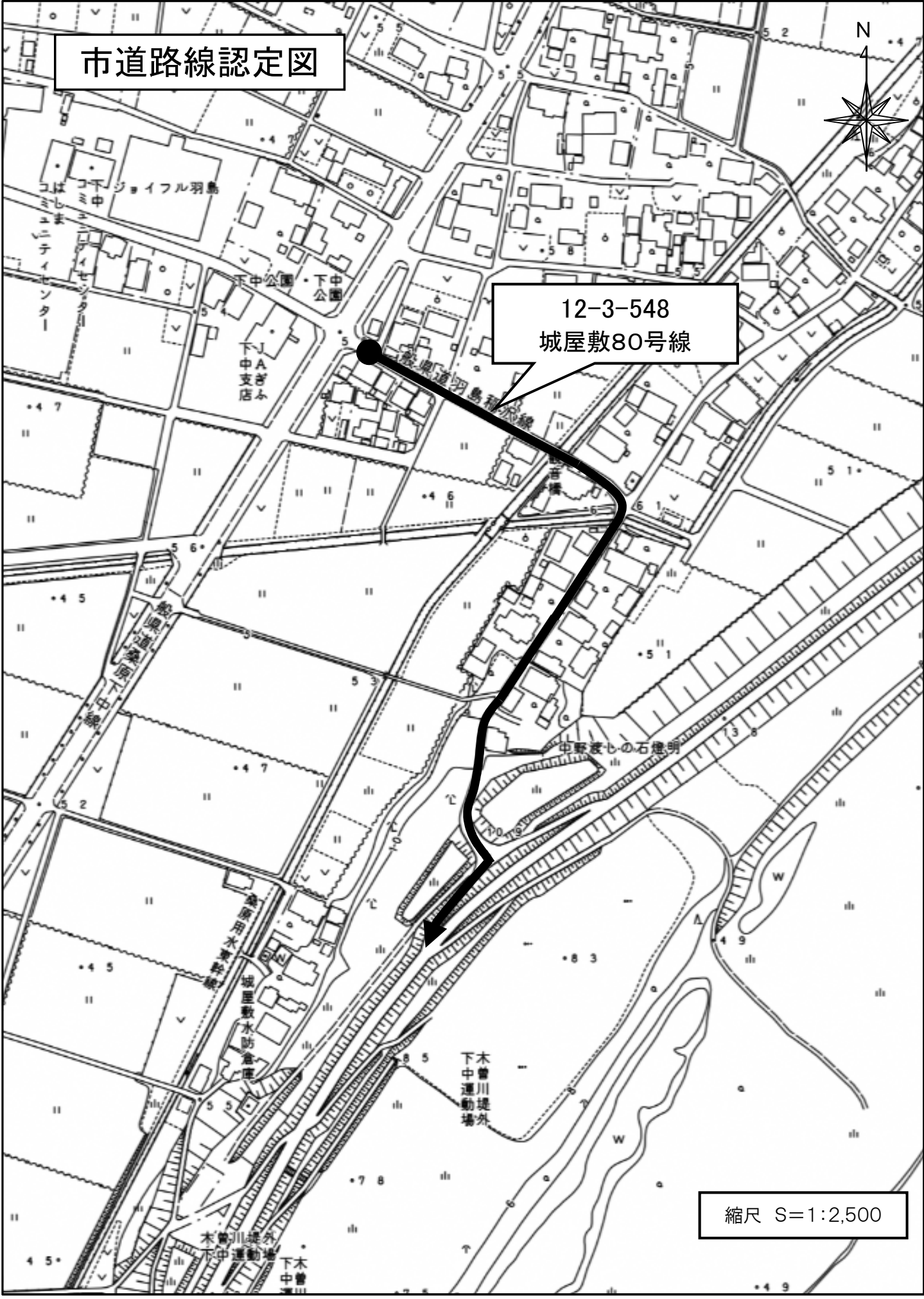
12-3-547
加賀野井41号線

縮尺 S=1:3,000

市道路線認定図



12-3-548
城屋敷80号線



縮尺 S=1:2,500